

第2次嘉手納町男女共同参画計画策定委託業務仕様書

1. 委託業務名

第2次嘉手納町男女共同参画計画策定委託業務

2. 業務内容

(1) 男女共同参画施策の基礎データの収集・整理

① 第1次計画の検証

・これまでの進捗状況の評価

② 町の現状把握、上位計画及び関連計画の検証

・総合計画、次世代育成支援計画、地域福祉計画等

③ 国・県等の動向の把握

・男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画、沖縄県男女共同参画計画
・関連法令（DV防止法、次世代育成支援対策推進法、雇用機会均等法等）及び国
が示す指針等の精査・分析、他の自治体の動向把握に関すること。

(2) 男女共同参画計画の体系化：基本構想、基本計画、実施計画及び実施体制の素案検討

① 基本構想（基本理念）

・令和3年度に実施した町民意識調査から課題を把握し、町のめざす男女共同参画社会の方向性を示す。

② 基本計画

・町の目指す姿（構想）を実現するための、基本的な目標・施策の方針を示す。

③ 実施計画

・基本計画に基づく具体的事業の詳細な実施計画を定める。（数値目標の設定）

④ 実施体制

・実現に向けて、具体的な実施計画をつくる。

(3) 各種会議の運営支援

以下の各種会議において、会議への参加、必要な会議資料の作成、議事録作成、運営アドバイスなど円滑な会議運営の支援を行う。

・学識経験者等で構成された「男女共同参画会議」会議への参加及び資料作成（4回程度）

・課長級等で構成された「男女共同参画推進本部」への参加及び資料作成（3回程度）

・係長級で構成された「専門部会」への参加及び資料作成（3回程度）

(4) パブリックコメントに関する支援

男女共同参画計画案に対し、本町が実施する「パブリックコメント」について、ホームページに掲載する資料の取りまとめや、パブリックコメントによる意見への対応方

法の助言支援を行う。

(5) 第2次嘉手納町男女共同参画計画の策定、印刷

3. 納品

- ・第2次嘉手納町男女共同参画計画書（A4版白黒,70頁程度,一般製本） 150部
- ・電子データ（CD等電子媒体で閲覧及び修正が可能な形式）についても納品すること。

4. 再委託の禁止

受託者は、全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ町の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

受託者が、業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を町に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

5. 損害賠償

業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。

6. その他

- (1) 本仕様書に明記していない事項であっても、必要と認められるものについては、受託者の責任において実施するものとする。
- (2) 町が必要と認めるときは、受託者に対して履行状況、その他必要な事項について、報告を求めることができる。
- (3) 本仕様書に定める事項に協議が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は町と協議を行うこと。また、本仕様書に記載の事項について、その目的および効果に関して優れた代替方法等を発案した時は、その発案に基づき、町と受託者により協議の上、仕様を変更することができる。